

授業科目の学修の評価等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県立よこはま看護専門学校学則（以下「学則」という。）第9条の3第3項の規定に基づき、授業科目の学修の評価の方法及び配点並びに評価を受ける資格に関し必要な事項その他関連する事項について定める。

(学修の順序)

第2条 学生は、原則として教育課程に定められている順序で履修しなければならない。

- 2 基礎分野の授業科目については、**ヒューマン・ケアリングⅢ**を除き3年次配当の臨地実習科目開始までに履修していること。
- 3 3年次配当の専門分野の授業科目を履修するためには、原則として1年次及び2年次配当の専門基礎分野及び専門分野の授業科目を修得していること。
- 4 臨地実習を内容とする授業科目を履修するためには、原則として別表「臨地実習履修要件」を満たしていること。

(評価の方法等)

第3条 講義を主体とする授業科目の学修の評価は、原則として筆記試験により、担当教員がこれを行う。ただし、担当教員が評価のため適切と認めるときは、**レポート提出**をもってこれに代えることができる。

- 2 臨地実習を内容とする授業科目の学修の評価は、実習要項に従い、実習評価表をもとに担当教員がこれを行う。
- 3 第1項の試験は、授業科目の終了時又は学期末に行うものとする。ただし、担当教員が評価のため適切と認めたときは、随時行うことができる。
- 4 第2項の評価は、授業科目の終了時又は学期末に行うものとする。
- 5 校長は、大震災等不可抗力の事態により所定の評価の方法を実施できないと認めるときは、これにかわる評価の方法を担当教員に指示することができる。

(評価を受ける資格)

第4条 前条の評価は、原則として当該授業科目の所定の履修時間数の3分の2以上を出席した者でなければ受けることができない。

(評価を受けるための補習講義及び補習実習)

第5条 次に掲げる事由のいずれかにより、前条に規定する評価を受ける資格がない者については、補習願（規程第1号様式）により、不足時間について補習講義及び補習実習を行うことがある。補習願（規程第1号様式）には当該事由に係る証明書類を添付すること。

- (1) 病気（医師の診断書を要する。）
- (2) 忌引
- (3) 学則第24条に規定する出席停止
- (4) その他正当な理由と認められるもの

- 2 前項の補習願（規程第1号様式）の提出があったときは、校長は、神奈川県立よこはま看護専門学

校教育会議（以下「教育会議」という。）の議に付し、教育効果その他の条件を総合的に判断して補習講義及び補習実習の実施の可否を決定する。

- 3 補習講義及び補習実習を受ける者は、校長が指示する補習講義計画及び補習実習計画に従わなければならない。

（追試験）

第6条 前条第1項各号に掲げる事由のいずれかにより、定められた期日に試験を受けることができなかつた者については、追試験を行うものとする。

- 2 追試験を受けようとする者は、前項の試験の日から起算して指定した期日までに追試験願（規程第2号様式）を提出して、担当教員の指定する日に試験を受けなければならない。追試験願（規程第2号様式）には当該事由に係る証明書類を添付すること。

（再試験）

第7条 試験又は追試験の成績が60点に満たなかつた講義を主体とする授業科目のある者については、再試験願（規程第3号様式）によりその授業科目の再試験を行うものとする。ただし、再試験は1回とする。

- 2 再試験願（規程第3号様式）の提出は、成績発表の日から指定した期日までとする。
- 3 臨地実習を内容とする授業科目の学修の評価が60点に満たない者については、原則として再実習を行わない。

（特別試験）

第8条 第7条の規定にかかわらず、第5条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、学年末の成績で全科目の3分の2以上において「良」以上の評価が得られている場合、又は校長が必要であると認めた場合は、教育会議にて審議の上、特別試験を受けることができる。

（評価）

第9条 各授業科目の学修の評価は100点満点とし、評価基準は、80点以上の成績を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とする。

- 2 追試験の評価は、得点の8割をもって行う。
- 3 再試験の評価は、60点を上限として行う。
- 4 補習実習の評価は、第1項の規定に従って行う。
- 5 特別試験の評価は、60点を上限として行う。

（不正行為）

第10条 校長は、評価に関わる事項において不正行為のあった者に対しては、教育会議の議を経て、次のいずれかの措置を講ずるものとする。

- (1) 当該授業科目の評価の無効
- (2) 当該学期における全科目の評価の無効

（未修了科目の履修）

第11条 評価の結果、不可となった未修了の科目については、再履修のうえ評価を受ける。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。